

○野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

令和3年9月16日告示第55号

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱を次のように定め、令和2年度に任期を終了した者から適用する。

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

(目的)

第1 地域おこし協力隊員の起業を支援するとともに、村への定住及び村の活性化を図るため、村内で起業する地域おこし協力隊員に対し、予算の範囲内で野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、地域おこし協力隊（野田村地域おこし協力隊として村長が任命した隊員をいう。）の任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から1年以内の者とする。ただし、村税等に滞納がある者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は対象としない。

(補助金の交付要件等)

第3 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号の全てに該当することとし、補助金の交付は、補助対象者1人につき1年度に限るものとする。

- (1) 村内で起業すること
- (2) 事業内容が村の活性化に資すること

(補助対象経費)

第4 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は起業に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) 資格取得に要する経費
- (7) その他村長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、100万円を上限とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(交付決定)

第7 村長は、規則第4条の規定による申請があったときは速やかに補助の可否を決定し、野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更決定)

第8 村長は、規則第12条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、野田村地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認通知書(様式第6号)により、当該変更申請をした者に通知するものとする。

(前金払)

第9 当該補助金の交付を受ける事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、野田村地域おこし協力隊起業支援補助金前金払請求書(様式第7号)に村長が必要と認める資料を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10 村長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、この要綱に定められた義務を履行しないとき、その他補助金の交付に関し村長の指示に従わないときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部を返還させることができる。

(補助事業者の責務)

第11 補助事業者は、補助事業に係る経理書類等を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度が終了した後5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第12 補助事業者は、補助事業により取得した設備を村長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した設備をその耐用年数に相当する期間内において処分しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	野田村地域おこし協力隊起業支援補助金 交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 見積書等積算根拠が分かる書類 4 その他村長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	4月1日から翌年2月末日まで
規則第12条の規定により承認を受ける場合の書類	野田村地域おこし協力隊起業支援補助金 変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 見積書等積算根拠が分かる書類 4 その他村長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	変更（中止、廃止）の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	野田村地域おこし協力隊起業支援補助金 請求（精算）書 1 実績報告書 2 収支精算書 3 精算金額が確認できる書類 4 実施写真 5 その他村長が必要と認める書類	第8号 第2号 第3号	事業完了後30日以内 又は3月10日のいずれか早い日

年 月 日

野田村長 様

申請者住所

氏名

印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金の交付を受けたいので、野田村補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金

円

様式第2号 (別表関係)

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金事業計画 (実績報告) 書

事業名		
事業費		
事業目的		
事業内容(成果)		
事業実施期間	着手	年 月 日
	完了 (見込み)	年 月 日
参考		

様式第3号 (別表関係)

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金収支予算(精算)書

1 収入

区分	予算額(円)	精算額(円)	内訳	備考
合計				

2 支出

区分	予算額(円)	精算額(円)	内訳	備考
合計				

第 年 月 日
号

（申請者） 様

野田村長 印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで補助金の交付申請があった標記事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

金 円

野田村長 様

申請者住所

氏名

印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった標記事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、野田村補助金交付規則により、関係書類を添えて承認を受けたく申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※事業計画書及び収支予算書は、変更前と後が分かるよう記載すること。

第 号
年 月 日

（申請者） 様

野田村長 印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請があった標記事業について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

変更承認内容

年 月 日

野田村長 様

申請者住所

氏名

印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金前金払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、標記補助金について、前金払を受けたいので、野田村地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり請求します。

補助金交付決定額	金	円
既前金払受領済額	金	円
今回前金払請求額	金	円
差引残額	金	円
前金払を必要とする理由		

年 月 日

野田村長 様

申請者住所

氏名

印

野田村地域おこし協力隊起業支援補助金請求（精算）書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、標記補助金について、野田村補助金交付規則により、下記のとおり請求します。

補助金交付決定額	金	円
前金払受領済額	金	円
請 求 額	金	円